

市民の声の公表に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の声と本市の回答を本市ホームページにおいて公表することにより、市政の透明化を推進し開かれた市政の実現を図るとともに、市民の市政への参画を促すことを目的とする。

(公表対象)

第2条 公表の対象とする市民の声は、浜松市市民の声取扱要綱（以下「声取扱要綱」と言う。）第4条第2項第1号に掲げる事業において寄せられる意見、提言、要望等で、次の全ての要件を満たしているものとする。

- (1) 市が回答をしたもの
- (2) 意見者がホームページ上への掲載について「可」としているもの
- (3) 市民の声の内容が、声取扱要綱第12条第2項に該当しないもの

(公表する声の決定)

第3条 前条において公表対象となった市民の声の内、公表する市民の声の決定は、広聴担当課長が行う。ただし、当該市民の声の内容が次に掲げるものに該当する場合は、公表しないものとする。

- (1) 事実と相違し、又は事実と確認できないもの
- (2) 意見の趣旨が、個人又は団体等を誹謗中傷する内容、若しくは公序良俗に反する内容であるもの
- (3) 意見の内容が特殊なものであり、公表することにより誤解を生じるおそれがあるもの
- (4) 社会的差別を助長するおそれがあると認められるもの
- (5) 個人又は団体等の情報を削除することにより、申出内容が意味不明になるもの
- (6) 本市と係争中であるもの
- (7) 市の回答に対し、同一の意見者から繰り返しご意見等をいただき継続しているもの、または継続したもの
- (8) 市の回答が、意見者に届かなかったもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、非公表とすることができる。

- (1) 既に公表されている内容と同様の趣旨のもの
- (2) 同一内容の意見等が多数寄せられ、又は寄せられることが予想される場合で、所管課によりこれらに対する本市の対応状況等を、市民の声の公表とは別にホームページ等に公表するもの、または公表しているもの
- (3) 個人的な案件など、汎用性がないもの
- (4) 当該市民の声の内容を所管する課において、非公表にすべきと判断したもの

(公表する声の内容)

第4条 前条において公表すると決定した声の内容に、難解な部分、誤解を受けかねないと判断した部分及び、市政と関係のない部分等が含まれている場合については、意見者の趣旨を損ねない範囲で修正し、又は削除して分かりやすい表現として公表する。

(公表する情報)

第5条 公表する情報は、次の各号に掲げる個別情報とする。

- (1) 件名
- (2) 受付日
- (3) 回答日
- (4) 市民の声内容
- (5) 市の回答
- (6) 担当課名

(個別情報の内容)

第6条 市民の声の公表にあたり個別情報の内容には、意見者が特定されないよう配慮するとともに、浜松市情報公開条例第7条に規定する非公開情報が含まれることがないように十分に留意する。

(分野の設定)

第7条 第4条の情報には、次の各号に掲げる分野を設定し、分野に分類して公表するものとする。

- (1) 政令指定都市・広域行政・行財政改革・国際交流
- (2) 職員・情報公開・財政・税金・資産経営
- (3) 広報・広聴・シティプロモーション・IT
- (4) 市民安全・防犯・戸籍・住民記録
- (5) 市民協働・男女共同参画・ユニバーサルデザイン
- (6) 文化・スポーツ・生涯学習・図書館
- (7) 福祉・保険・年金・人権
- (8) 健康・衛生・病院
- (9) 子育て・保育園
- (10) 環境・ごみ・リサイクル・新エネルギー
- (11) 中心市街地・商工業・農林水産業・観光
- (12) 都市計画・公共交通・建築・住宅
- (13) 緑化・講演
- (14) 道路・河川・交通安全
- (15) 防災・消防・救急・上下水道
- (16) 教育・小中学校・幼稚園・教職員・通学路
- (17) その他

(声の公表)

第 8 条 市民の声の公表は、当該市民の声を受け付けた月の翌月末までに広聴担当課長が行なうものとする。

(個別情報の公表期限)

第 9 条 市民の声の公表期間は、掲載日から 2 年後の日の属する年度末までとする。ただし、法令等の改正、本市の施策・事業方針の変更等により第 4 条第 5 号の本市の回答が現状にそぐわなくなった場合は、適宜加筆、又は削除する。

(その他)

第 1 0 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、広聴担当課長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。